

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

平成28年5月26日付28監総第173号で受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、これらを証する書面を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人は、都知事及びその随員が平成27年10月19日から同月20日にソウルに出張（以下「本件出張」という。）した際の車両の借上げに要した費用の支出（以下「本件支出」という。）を不当として、不必要な費用の返還を求めているものと解される。

請求人は、不当な費用として、本件出張における車両借上げに係る単価及び超過料金を挙げ、その理由としてそれぞれ、「この金額でミニマムとは単価が高額過ぎて到底納得できない。」、「20日は帰国する時間も決まっており、チャーターする予定時間は逆算できるはずである。」との見解を示している。

ところで、住民監査請求では、「事実を証する書面を添付しなければならないとされているが（法第242条第1項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」（平成21年6月30日大阪高裁判決）とされている。

本件請求における事実証明書等をみたところ、本件出張において車両の借上げがあり、超過料金が発生していることは確認できるものの、請求人が主張する上記見解を証する書面が添付されておらず、請求人は、見解の根拠を請求書等に具体的かつ客観的に示していない。

したがって、請求人の主張は、本件支出の違法性・不当性を摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。